

2024年度版



一般社団法人 アジアセルフエステ協会

# 美容所賠償責任保険のご案内

(施設所有管理者・生産物・受託者特約条項等セット賠償責任保険)



団体契約による  
割安な保険料



充実した  
補償内容

お客さまに安全な「美と健康と癒やし」を提供し、  
安定したサロン経営のためにぜひご加入ください。

保険期間

2024年1月1日 午後4時~2025年1月1日 午後4時まで

保険契約者 : 一般社団法人アジアセルフエステ協会  
加入対象者 : 一般社団法人アジアセルフエステ協会会員  
被保険者 : ご加入のサロン、ご加入サロンの役員および使用人※  
※ご加入サロンの業務に関するかぎりにおいて被保険者となります。  
取扱代理店 : 有限会社ライフライン  
引受保険会社 : 損害保険ジャパン株式会社

# お支払いの対象となる事例

## ① 各保険プラン共通

### 例えば

- お客様から訴えられた際の訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用を払ったとき。 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。
- 損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用を払ったとき。



## ② 施設所有管理者賠償責任保険

サロンの施術業務に起因する事故、サロンの設備に起因する事故

### 例えば

- 施術中に、施術者の不注意でお客様にケガやヤケドをさせたとき。
- サロンの看板が飛んだり、倒れたりして、道路通行中の人にケガをさせたとき。
- 床が濡れて滑りやすい状態であるのを放置し、お客様がころんでケガをしたとき。
- 施術者の不注意で薬液等をお客様の衣類にこぼしてしまったとき。



## ③ 生産物賠償責任保険

### 例えば

- 施術後において、施術や化粧品の使用による顔面や身体の皮膚炎や損傷が発見されたときなど。
- 提供したドリンクが痛んでおり、お客様がおなかを壊してしまった場合。



## ④ 第三者医療費用補償

### 例えば

- エステを行い、原因不明だが皮膚炎を起こしたため病院を受診したとき。
- お客様が施設外の店舗前の道路で転倒し、検査を行うことになったとき。



## ⑤ 受託者賠償責任保険

お客様より預かった保管物の事故

### 例えば

- お客様から預かった物(受託物)を施設内で管理している間に、火災、盗難、取扱上の不注意などによる破損により、お客様に返還できなくなり、法律上の賠償責任を負担する場合。



## お支払いできない主な事例

- レーザー光線またはその他の強力な光線を使用した機器の使用に起因する事故によって生じた賠償責任。
- 医療機器の使用に起因する事故によって生じた賠償責任。
- 施術の効果がなくことによる責任によって生じた賠償責任。
- サロン(加入者)の故意によって生じた賠償責任など。
- 美容業以外の業務によって生じた事故に起因する賠償責任。

など

# 賠償責任保険の構成《標準プラン》

## 補償内容

<b>施設所有管理者特約</b>	<b>生産物特約</b>	<b>受託者特約</b>
施設の不備や管理に関連して生じた事故	サロンの中で通常行われる業務の結果に関連して生じた事故	お客さまからお預かりした物に生じた事故
<b>第三者医療費用補償</b>	<b>お見舞い費用</b>	

<b>施設所有管理者</b>	施術行為	保険金額（身体）	1名:100万円 1事故:500万円	自己負担額なし
		保険金額（財物）	1事故:500万円	自己負担額1万円
	施術行為以外	保険金額（身体）	1名:2,000万円 1事故:5,000万円	自己負担額なし
		保険金額（財物）	1事故:500万円	自己負担額1万円
<b>生産物</b>	施術行為	保険金額（身体）	1名:100万円 1事故・保険期間中:500万円	自己負担額なし
		保険金額（財物）	1事故・保険期間中:500万円	自己負担額1万円
	施術行為以外	保険金額（身体）	1名:2,000万円 1事故・保険期間中:5,000万円	自己負担額なし
		保険金額（財物）	1事故・保険期間中:500万円	自己負担額1万円
<b>受託者</b>		保険金額	1事故:10万円 保険期間中:30万円	自己負担額5千円
<b>第三者医療費用補償</b>		保険金額	1名:2,000万円 保険期間通算:5,000万円	

## 掛金（保険期間1年 一括払）

会員種別	保険料	店舗数	制度維持費用*
個人正会員・個人賛助会員	20,000円	1店舗以上	4,000円/店舗あたり
法人正会員・法人賛助会員	20,000円	1~3店舗	4,000円
		4~5店舗	+7,000円/店舗あたり
		6店舗以上	+5,000円/店舗あたり

※制度維持費用とは、この保険制度の運営上必要な費用(事務手続費用等)に充当するための費用です。

### 【法人会員の掛金例】

〈3店舗の場合〉: 3店舗まで一律24,000円のため、年間支払額合計24,000円

〈5店舗の場合〉: 24,000円(3店舗まで) + 7,000円(4、5店舗目) = 24,000円 + 7,000円 x 2店舗 = 年間支払額合計38,000円

# 賠償責任保険の構成《エコノミープラン》

## 補償内容

<b>施設所有管理者特約</b>	<b>生産物特約</b>	<b>受託者特約</b>
施設の不備や管理に関連して生じた事故	サロンの中で通常行われる業務の結果に関連して生じた事故	お客さまからお預かりした物に生じた事故
第三者医療費用補償	お見舞い費用	

施設所有管理者	施術行為	保険金額（身体）	1名:100万円 1事故:500万円	自己負担額1万円
		保険金額（財物）	1事故:500万円	
施設所有管理者	施術行為以外	保険金額（身体）	1名:2,000万円 1事故:5,000万円	自己負担額1万円
		保険金額（財物）	1事故:500万円	
生産物	施術行為	保険金額（身体）	1名:100万円 1事故・保険期間中:500万円	自己負担額1万円
		保険金額（財物）	1事故・保険期間中:500万円	
	施術行為以外	保険金額（身体）	1名:2,000万円 1事故・保険期間中:5,000万円	自己負担額1万円
		保険金額（財物）	1事故・保険期間中:500万円	
受託者		保険金額	補償されません	
第三者医療費用補償		保険金額	補償されません	

## 掛金（保険期間1年 一括払）

会員種別	保険料	店舗数	制度維持費用*
個人正会員・個人賛助会員	15,000円	1店舗以上	3,000円/店舗あたり
法人正会員・法人賛助会員	15,000円	1~2店舗	3,000円
		3~5店舗	+7,000円/店舗あたり
		6店舗以上	+5,000円/店舗あたり

※制度維持費用とは、この保険制度の運営上必要な費用(事務手続費用等)に充当するための費用です。

### 【法人会員の掛金例】

〈2店舗の場合〉: 2店舗まで一律15,000円 + 3,000円のため、年間支払額合計18,000円

〈5店舗の場合〉: 15,000円 + 3,000円(2店舗まで) + 7,000円(3、4、5店舗目) = 18,000円 + 7,000円 × 3店舗 = 年間支払額合計39,000円

# Q&A よくあるご質問

Q ご質問	A 答え
アジアセルフエステ協会の 会員以外のサロンも加入できますか？	 いいえ。この保険制度は、会員専用の保険ですので会員以外は加入できません。（正会員・賛助会員ともに加入可能です）
個人での加入はできますか？	 会員は、個人会員・法人会員を問わず、加入いただけます。
出張エステも対象ですか？	 対象となります。
2店舗で加入できますか？	 複数店舗ある場合でも加入が可能です。
新規開業でも加入できますか？	 会員であれば加入可能です。
サロンで使用・販売した 商品の使用が原因の事故は対象ですか？	 直接の因果関係が確認できれば対象です。
お客様の預かり品を紛失したが、 新品で弁償できますか？	 時価額での支払いとなります。
加入者証は発行されますか？	 発行されます。1月以降、発送いたします。 中途加入の場合は加入時期に応じて発送します。
「標準プラン」、「エコノミープラン」 どちらに加入がいいですか？	補償内容が充実した標準プランがおすすめプランです。

# ご加入方法について

ご加入手続きは、下記の通りです。

## 1 加入依頼書を郵送

加入依頼書をご記入の上、協会事務局宛に郵送またはメール送付ください。

送付期限:2023年12月15日(金)

### 送付先

一般社団法人アジアセルフエステ協会

メール: member@asea.or.jp

郵送: 〒107-0062 東京都港区南青山5-10-2  
一般社団法人アジアセルフエステ協会  
協会制度保険担当 行

## 2 掛金のお振込み

加入依頼書の内容で請求書をご案内しますので、  
掛金を2023年12月15日(金)までにお振込みください。

### 保険料お振込先

金融機関名: ゆうちょ銀行

支店名: 〇一八 店

口座番号: 10150-89809971

口座名義: 一般社団法人アジアセルフエステ協会

### お振込名義について

お申込人・法人の末尾に協会会員ID8桁を入力ください。

例) 振込名義: 〇〇エステサロン 協会会員ID: **ABCD1234** の場合

➡ 振込名義人: 〇〇エステサロン**ABCD1234**

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。】

### この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■ **商品の仕組み** この商品は賠償責任保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■ **保険契約者** 一般社団法人 アジアセルフエステ協会

■ **保険期間** 2024年1月1日午後4時から2025年1月1日午後4時まで1年間

#### ■ **引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等**

引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

- **加入対象者** : 一般社団法人 アジアセルフエステ協会の会員  
(個人会員、個人賛助会員、法人会員、法人賛助会員)が加入者(保険料負担者)としてご加入いただけます。
- **被保険者** : ①会員、②会員の役員および使用人  
(②については、①の業務に関するかぎりにおいて被保険者となります。)
- **お手続き方法** : 添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の一般社団法人アジアセルフエステ協会 協会制度保険担当までご送付ください。
- **お支払方法** : 掛金を2023年12月15日までに お振込みください。  
振込先については5ページをご確認ください。
- **中途加入** : 原則、毎月1日付の加入となります。  
中途加入での加入日(補償開始日)と保険料については、12ページをご確認ください。
- **中途脱退** : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の一般社団法人アジアセルフエステ協会 協会制度保険担当までご連絡ください。
- **継続契約** : この契約は自動継続ではありません。次年度の継続案内に従ってお手続きが必要です。  
加入状況によりご案内プランが変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 団体のご加入会員数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■ **満期返れい金・契約者配当金** この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。



# 施設所有管理者・生産物・受託者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p><b>【各保険共通】</b>                      保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>① 損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)</p> <p>② 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用</p> <p>③ 損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用</p> <p>④ 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用                      ※ 損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎりず。</p> <p>⑤ 損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用</p> <p>⑥ 他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによつて要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。                      なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。                      * 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p><b>【生産物賠償責任保険】</b>                      この保険では、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>* 事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。                      なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。</p> <p><b>【第三者医療費用担保追加条項】</b>                      この追加条項により、損保ジャパンは、原因事故によって被害者に身体の障害が発生し、その被害者に対して被保険者が医療費用または葬祭費用を支払うことによつて被る損害に対して、保険金を支払います。                      ただし、保険金を支払うのは損保ジャパンの同意を得て支払った費用にかぎりず。</p>	<p>この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によつて生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p><b>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</b></p> <p>① 被保険者または保険契約者の故意によつて生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によつて、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任</p> <p>③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任</p> <p>④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</p> <p>⑤ 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によつて生じた賠償責任</p> <p>⑥ 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によつて生じた賠償責任</p> <p>⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によつて加重された賠償責任 など</p> <p><b>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</b></p> <p>① 原子核反応または原子核の崩壊</p> <p>② 石綿または石綿を含む製品の有害な特性</p> <p>③ 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任</p> <p>④ 専門職業危険                      ・ 医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の整形に起因する賠償責任                      ・ 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任</p> <p>⑤ 記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(施設所有管理者特約・生産物特約)                      (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。                      ア. 記名被保険者が所有する財物                      イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)                      ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物</p> <p>⑥ サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) など</p> <p><b>【特約条項の免責事由(施設所有管理者特約条項の場合)】</b></p> <p>① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任</p> <p>② 航空機、昇降機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によつて定められる自動車および原動機付自転車を含みます。)または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任</p> <p>③ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏れまたは沁らする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>④ 屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑤ 仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後に、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。</p> <p>⑥ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任</p> <p>⑦ 支給財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑧ 次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任                      ア. 記名被保険者の役員または使用人                      イ. 記名被保険者の下請負人                      ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など</p>



保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p><b>【受託者賠償責任保険】</b>  この保険では、他人から預かった物(受託物)を特定の施設内で保管している間、または施設外で管理している間に、火災・盗難・取扱いの不注意等により受託物を損壊したり、盗まれたりしたため、預け主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p>	<p>この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p><b>【特約条項の免責事由(生産物特約条項の場合)】</b></p> <p>①生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。)</p> <p>②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p><b>【第三者医療費用担保追加条項の免責事由】</b></p> <p>①保険契約者または被保険者(これらの者が法人である場合は、その役員とします。)の故意</p> <p>②医療費用または葬祭費用を受けるべきもの(被害者を含みます。)の故意。ただし、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額にかぎります。</p> <p>③記名被保険者もしくは記名被保険者の使用人等または医療費用もしくは葬祭費用を受け取るべき者(被害者を含みます。)の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為</p> <p>⑤被害者の心神喪失</p> <p>⑥被害者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置ただし、保険金を支払うべき身体の障害によるものである場合は、この規定を適用しません。</p> <p>⑦医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任</p> <p>⑧施設を継続的に占有している者またはその者の業務の従事者が被った身体の障害</p> <p>⑨運動競技に参加している者が被った身体の障害</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p><b>【特約条項の免責事由(受託者特約条項の場合)】</b></p> <p>①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取または詐欺に起因する賠償責任</p> <p>②被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>③受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)、ねずみ食いもしくは虫食い等に起因する賠償責任</p> <p>④給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは汩らんする液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑤屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑥受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑦自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)、船舶もしくは航空機が法令に定められた資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間、または酒気帯び状態の者によって運転もしくは操縦されている間に発生した損害に起因する賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p><b>【美容行為に関する追加条項の免責事由】</b></p> <p>①名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任</p> <p>②海外で行った美容行為に起因する賠償責任</p> <p>③公的医療機関において、「美容行為に起因した」旨の診断または証明のない身体障害に起因する賠償責任</p> <p>④美容行為の結果を保証することにより加重された賠償責任</p> <p>⑤報酬を得ないで行った美容行為に起因する賠償責任</p> <p>⑥柔道整復、あんま、はり、きゅう、マッサージ、指圧、骨接ぎ等の医療類似行為に起因する賠償責任および薬物、外科、食餌または物理的療法を用いて行う調整行為に起因する賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p>

## ご注意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について  
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。  
なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ①保険期間が1年以内のご契約
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。  
(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### ■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## ご加入にあたってのご注意

### ● 告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

〈告知事項〉

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ① 記名被保険者  
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ② 業務内容
- ③ 損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④ その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容
- ⑤ 特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項(生産物賠償責任保険)

### ● 通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

## 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

- 〈1〉事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
- 〈2〉上記〈1〉について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- 〈3〉損害賠償の請求の内容

- 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
- 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

● 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

● この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

● 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

## 万一事故にあわれたら(つづき)

必要となる書類		必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書	など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書	など など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書	など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書	など

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査  
④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合  
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ■事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 (受付時間) 平日：午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。) 24時間  
☎ 0120-727-110 ※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

### ●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ビデオイカ〕 0570-022808<通話料有料> 受付時間：平日の午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

## 問い合わせ先

【取扱代理店】ご契約・保険金請求の場合の窓口

**有限会社ライフライン** TEL:0475-27-5001 FAX:0475-27-5002

〒297-0023 千葉県茂原市千代田町2-5-1 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

## 引受保険会社

**損害保険ジャパン株式会社** 千葉支店 茂原支社

〒297-0023 千葉県茂原市千代田町1-6 茂原サンヴェルプラザ5F

TEL:0475-20-3527 AX:0475-25-1718 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)



## 中途加入掛金表《標準プラン》

補償開始日	保険料	制度維持費用*		
1月1日	20,000円	個人正会員・個人賛助会員	1店舗以上	4,000円／店舗あたり
2月1日	18,330円	法人正会員・法人賛助会員	1～3店舗	4,000円
			4～5店舗	+7,000円／店舗あたり
6店舗以上	+5,000円／店舗あたり			
3月1日	16,670円			
4月1日	15,000円	個人正会員・個人賛助会員	1店舗以上	3,000円／店舗あたり
5月1日	13,330円	法人正会員・法人賛助会員	1～3店舗	3,000円
			4～5店舗	+5,250円／店舗あたり
6店舗以上	+3,750円／店舗あたり			
6月1日	11,670円			
7月1日	10,000円	個人正会員・個人賛助会員	1店舗以上	2,000円／店舗あたり
8月1日	8,330円	法人正会員・法人賛助会員	1～3店舗	2,000円
			4～5店舗	+3,500円／店舗あたり
6店舗以上	+2,500円／店舗あたり			
9月1日	6,670円			
10月1日	5,000円	個人正会員・個人賛助会員	1店舗以上	1,000円／店舗あたり
11月1日	3,330円	法人正会員・法人賛助会員	1～3店舗	1,000円
			4～5店舗	+1,750円／店舗あたり
6店舗以上	+1,250円／店舗あたり			
12月1日	1,670円			

※制度維持費用とは、この保険制度の運営上必要な費用(事務手続費用等)に充当するための費用です。

# 中途加入掛金表《エコノミープラン》

補償開始日	保険料	制度維持費用*		
1月1日	15,000円	個人正会員・個人賛助会員	1店舗以上	3,000円/店舗あたり
2月1日	13,750円	法人正会員・法人賛助会員	1~2店舗	3,000円
			3~5店舗	+7,000円/店舗あたり
6店舗以上	+5,000円/店舗あたり			
3月1日	12,500円			
4月1日	11,250円	個人正会員・個人賛助会員	1店舗以上	2,250円/店舗あたり
5月1日	10,000円	法人正会員・法人賛助会員	1~2店舗	2,250円
			3~5店舗	+5,250円/店舗あたり
6店舗以上	+3,750円/店舗あたり			
6月1日	8,750円			
7月1日	7,500円	個人正会員・個人賛助会員	1店舗以上	1,500円/店舗あたり
8月1日	6,250円	法人正会員・法人賛助会員	1~2店舗	1,500円
			3~5店舗	+3,500円/店舗あたり
6店舗以上	+2,500円/店舗あたり			
9月1日	5,000円			
10月1日	3,750円	個人正会員・個人賛助会員	1店舗以上	750円/店舗あたり
11月1日	2,500円	法人正会員・法人賛助会員	1~2店舗	750円
			3~5店舗	+1,750円/店舗あたり
6店舗以上	+1,250円/店舗あたり			
12月1日	1,250円			

※制度維持費用とは、この保険制度の運営上必要な費用(事務手続費用等)に充当するための費用です。

補償開始月の前月15日(休日の場合には前営業日)までに以下のお手続きが必要となります。

- ① 加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、  
ご加入窓口の一般社団法人アジアセルフエステ協会 協会制度保険担当までご送付ください。
- ② 加入依頼書の内容で請求書をご案内しますので、掛金を5ページに記載の振込先にお振込みください。



一般社団法人 アジアセルフエステ協会  
賠償責任保険 加入依頼書 (2024年版)

①お申込人情報

申込日 年 月 日

申込人住所	〒		
法人名 (法人の場合のみ)	フリガナ		
氏名	フリガナ		
TEL		FAX	
メールアドレス			
会員ID			

②加入希望日(補償開始日)

月 1 日

③ご希望の加入プランにチェック

標準プラン  エコノミープラン

④店舗情報(複数店舗がある場合にはご記入ください。5店舗以上の場合はコピーしてご使用ください。)

店舗 ①	店名
	店舗所在地・連絡先 〒 TEL:
	店舗代表者名

店舗 ②	店名
	店舗所在地・連絡先 〒 TEL:
	店舗代表者名

店舗 ③	店名
	店舗所在地・連絡先 〒 TEL:
	店舗代表者名

店舗 ④	店名
	店舗所在地・連絡先 〒 TEL:
	店舗代表者名

加入依頼書をご記入の上、協会事務局宛に郵送またはメールにて送付ください。送付先は5ページをご確認ください。



一般社団法人 アジアセルフエステ協会